

中津川市における

いじめの防止等のための基本的な方針

中津川市

目次

はじめに	1
<hr/>	
I いじめの防止等のための対策の基本的な認識	1
<hr/>	
1 基本理念	1
<hr/>	
2 いじめの定義	1・2
<hr/>	
II いじめの防止等のために中津川市が実施する施策	2
<hr/>	
1 基本的な方針の策定	2
<hr/>	
2 組織等の設置	2
<hr/>	
(1) 「いじめ対策部会」	2
<hr/>	
(2) 「中津川市いじめによる重大事態再調査委員会」	2
<hr/>	
3 いじめの未然防止	3・4
<hr/>	
4 いじめの早期発見	4
<hr/>	
5 いじめの早期対応	4・5
<hr/>	
6 地域や家庭との連携	5
<hr/>	
7 資料の保管	5
<hr/>	
III 重大事態への対応	5
<hr/>	
1 重大事態の意味について	5・6
<hr/>	
2 重大事態の報告	6
<hr/>	
3 重大事態の調査	6
<hr/>	
(1) 重大事態の調査主体について	6
<hr/>	
(2) 重大事態の再調査について	6・7
<hr/>	
(3) 調査を行うための留意事項について	7
<hr/>	
4 調査結果の提供及び報告	7
<hr/>	
(1) 情報を提供する際の留意事項について	7
<hr/>	
(2) 調査結果の報告	8
<hr/>	
IV その他いじめの防止等のための対策に関する事項	8
<hr/>	
付記	8
<hr/>	

中津川市におけるいじめの防止等のための基本的な方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、並びにその生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

中津川市のすべての児童生徒が安心して生活し、共に学び合う環境を社会全体で作っていくために、学校、家庭、地域社会が連携し、児童生徒の「絆づくり」や「居場所づくり」に努め、いじめの未然防止と早期解消に取り組まなくてはならない。

そこで、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）をふまえ、本市におけるいじめ防止に関する基本方針を以下に示す。

I いじめの防止等のための対策の基本的な認識

1 基本理念

中津川市においては、大人が変われば子どもも変わるという姿勢を大切にし、地域住民、家庭その他の関係者が十分な連携を図ることができるような社会ぐるみの体制を整備するとともに、当該児童生徒やその所属する学校に効果的な支援を行える施策を実現し、積極的に関係機関に指導・助言を行うことを通して、いじめの未然防止や早期解消を目指す。

学校においては、「いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こりうる」ことを認識し、児童生徒が安心できる望ましい人間関係を築くとともに、自他の生命を尊重し、倫理観や規範意識を向上させる。

家庭においては、児童生徒がいじめをすることのないよう、温かな認めや励ましと厳しさのある家庭教育の充実により、規範意識や思いやりの心を育むことが大切である。

地域社会においては、学校や保護者との連携の下、地域ぐるみで児童生徒を守り育てる体制をつくり、児童生徒を健全に育成することが重要である。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

<一定の人的関係>とは・・・

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係があるものを指す。

<物理的な影響>とは・・・

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることを意味する。「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。けんかやふざけ合いであ

っても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

II いじめの防止等のために中津川市が実施する施策

1 基本的な方針の策定

中津川市の基本方針は、市内の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、早期対応が、体系的かつ計画的に行われるように日常的な取組の検証や見直し、啓発活動や教育的な取組を具体的に定める。

中津川市の基本方針が、地域の実情に即してきちんと機能しているかを、「いじめ対策部会」において計画・実行・評価・改善について点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、いじめの防止等に関わる様々な関係機関、家庭や地域社会との連携を強化する。

2 組織等の設置

(1) 「いじめ対策部会」

中津川市は、「いじめ対策部会」を設置し、中津川市の基本方針の策定や見直し、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るとともに、いじめの防止等のための調査研究や市立学校における重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（※が調査員を務める。）を行う。

「いじめ対策部会」の構成員は、※教育委員（生徒指導担当）、中津川警察署生活安全課長、民生委員児童委員協議会主任児童委員長、※少年補導員代表、※社会教育委員代表、小中校長会長（生徒指導担当）、市内高校長会長（生徒指導担当）、幼稚園保育園代表、青少年指導相談員、※生活安全対策官、市PTA連合会長、※法務局中津川支局長、人権擁護委員代表、適応指導教室長、子ども家庭課長、※総務部長、教育委員会事務局長、市関係部局である。

(2) 「中津川市いじめによる重大事態再調査委員会」

市長は、必要があると認めた時は再調査を行う附属機関として、「中津川市いじめによる重大事態再調査委員会」（以下「再調査委員会」という。）に調査を要請する。

再調査委員会の構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学界からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

調査結果の報告を受けた市長が、当該報告に係わる重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査結果について調査を行う。

なお再調査委員会の事務局は総務部に置き、事務局長は危機管理対策監とする。

3 いじめの未然防止

いじめは決して許されないことである。いじめは、「どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るものである」ことを十分に認識し、教職員、保護者、家庭、地域の人々、その他すべての関係者が連携して未然防止と解消に当たることが必要である。

- 「いじめは人間として決して許されない」という認識を、学校教育全体を通じて、児童生徒一人ひとりに徹底し、指導するよう各学校長、教頭、生徒指導主事への研修を行う。

＜市教育委員会＞

- 道徳教育、情報モラル教育、体験教育等の各種研修を行い、各学校がいじめを許さない学校づくりを進めるとともに、豊かな体験を通して児童生徒の心の醸成と自己肯定感の向上を図るよう支援する。

＜市教育委員会＞

- 喫緊の課題であるインターネット等を通じて行われるいじめを防止するために、各関係機関と連携を図り、児童生徒と保護者への指導の場を設定するなど研修を充実するよう働きかける。

＜市教育委員会＞

- 各学校の校長、教頭、生徒指導主事に対して「いじめ防止対策推進法」「中津川市におけるいじめの防止等のための基本的な方針」について説明するとともに、各学校の課題をふまえた「いじめ防止基本方針」を策定し、具体的な行動を示した方針を明記する。

＜市教育委員会＞

- 各学校の「いじめ防止基本方針」を保護者に説明するとともに、地域へ発信し連携した取組を推進する。

＜市教育委員会・各学校＞

- 豊かな心や望ましい人間関係を築く力を身につけ、人権感覚の向上を図るため、全ての教育活動を通じた道徳教育や体験活動、人権教育を推進する。

＜市教育委員会・各学校＞

- ・児童生徒一人一人が居場所と絆を実感できる集団づくりなど、いじめ・不登校の未然防止に関する実践研究を行い、その成果を市内に広く普及する。

- ・市立学校を計画的に訪問し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育について指導・助言を行うとともに、学校や地域の実情に応じた道徳教育の実践研究を行い、その成果を広く普及する。

- ・特別活動を充実するとともに、「ひびきあいの日」を実施し、児童生徒が自主的にいじめをはじめとする人権問題を考える機会を設定し、いじめの未然防止を図る。

- より多くの大人が、子供の悩みや相談を受け止めることができるよう、啓発活動や相談窓口の周知等、家庭への支援を行う。

＜市教育委員会、総務部＞

- 「いじめは、人間として許されない」という意識を徹底するため、人権尊重意識の高揚、普及・啓発活動、研修等を充実する。

＜総務部＞

- ・「岐阜県人権教育基本方針」を踏まえ、いじめ、インターネット等による人権侵害等の今日的な人権課題を含めて、人権に関する理解を深めるための教職員研修の充実を図る。

＜市教育委員会＞

- インターネットの安全・安心利用に関する取組を推進する。

- ・少年を有害情報やトラブルから守り、インターネットの適切な利用に関する意識を高めるため、関係機関、団体、事業者と連携して、施策の推進に取り組む。

＜総務部＞

- ・「情報モラル教育に関する出前講座」を一層周知・徹底するとともに、インターネットトラブルに関する児童生徒・保護者向けの啓発資料、教職員向けの指導資料を作成・配布し、学校における積極的な活用を促す。

＜市教育委員会＞

○子どもたちの非行防止活動を通じていじめの未然防止に努める。

＜総務部・文化スポーツ部＞

- ・少年補導員、スクールサポーター及び少年警察ボランティア等と連携し、地域の実情に応じた非行防止教室や講話などに取り組む。
- ・阿木高校の生徒によるMSリーダーズ活動では、非行防止啓発活動、交通安全啓発活動、地域ボランティア活動等を推進し、高校生の規範意識の高揚に取り組む。

4 いじめの早期発見

日常から児童生徒が発する情報を見逃さず、いじめの早期発見に努める。

○定期的にいじめ等のアンケート調査を実施するとともに、個人面談、教育相談等を通して、児童生徒の悩みや保護者の不安を把握する。
＜各学校＞

○「子どもの人権 SOS ミニレター」などを積極的に利用し、早期発見に繋げていく。

＜各学校＞

○いじめの認知件数や対応状況等について点検を行い、いじめの早期発見等の取組を推進する。
＜市教育委員会・各学校＞

- ・いじめの認知件数や対応状況等について、年3回の調査を実施し、アンケート調査や個別の面談等を通じた日常的なきめ細かな実態把握、早期の適切な対応等を図る。

○いじめなどの児童生徒の悩みに関する相談・支援体制の充実を図る。

- ・学校外の相談窓口について、児童生徒に周知徹底を図るとともに、電話や面接相談を通じて、問題の解決に努める。
＜市教育委員会・総務部＞

5 いじめの早期対応

いじめを把握した場合は、学年、学校等の組織で対応するとともに、いじめを受けた児童生徒のケア、保護者への説明を十分にする。一方で、いじめた側の児童生徒、保護者への指導を行い、家庭での今後の指導についても保護者と話し合う。

○適応指導教室、教育委員会、各種相談窓口等が保護者の学校以外の相談窓口となり、学校以外での早期発見と早期対応に努める。

- ・適応指導教室において、いじめにより不登校となった児童生徒に対するきめ細かな支援を行う。
＜市教育委員会＞

- ・少年センターにおける児童生徒の相談、支援体制の機能強化、関係機関との連携を図る。

＜文化スポーツ部＞

- ・いじめに関連する各種相談に対して、発達相談室、適応指導教室、学校及び教育委員会、医療機関、警察等と必要に応じて連携及び協議の上、児童福祉法に基づく適切な援助を実施する。
＜市教育委員会・市民福祉部＞

○スクールカウンセラー等の配置により、学校における教育相談の充実を図る。

＜市教育委員会・各学校＞

- ・スクールカウンセラー等を全ての小・中学校で活用できる環境を整備するとともに、その効果的な活用に関する研修を推進し、学校における教育相談力の向上を図る。
- ・スクールカウンセラー等の専門性を有効に活用し、カウンセリングに関する理論や技能、児童生徒のソーシャルスキル等の育成についての研修を充実する。

○個別のいじめ事案について、その様態や対応状況等を踏まえつつ、必要に応じて、各学校に対して、解決に向けた具体的な指導・助言を行う。 <市教育委員会>

・市教育委員会の「指導主事」が中心となり、市立学校におけるいじめ等の生徒指導上の諸問題について、情報収集に当たるとともに、必要に応じて、いじめの解決に向けた具体的な指導・助言や関係機関との連携に係る調整等を行う。

6 地域や家庭との連携

地域をあげて児童生徒を守り育てるために、学校や家庭、子どもの健全育成に関わる諸団体、機関等が連携し、情報交換と行動連携に努める。

○いじめ防止の啓発、いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上を図るとともに、常に警察署の生活安全課担当者、子ども相談センター、法務局、医療機関との連携を通して、情報の共有と指導について協議し、学校の指導に生かすようにする。

<市教育委員会・総務部>

○「いじめ対策部会」における協議や情報交換等を通じて、いじめの防止等の取組が関係者の密接な連携の下で行われるよう努める。 <市教育委員会、総務部>

○「学校警察連絡協議会」などの枠組みの下、市教育委員会及び学校と警察との連携体制を整備する。 <市教育委員会、総務部>

○中津川市「生徒指導主事研修会」・「生徒指導主事連絡協議会」を定期的に開催し、いじめ等の生徒指導上の課題について、情報交流を図るとともにいじめ等の防止に努める。

<市教育委員会>

7 資料の保管

アンケートの質問票の原本等で、特記事項のないものを「一次資料」とし、その保存期間は実施日から5年間とする。アンケートの質問票に記載があり、そのことについての聴取を記録した文書や、学校がいじめを認知した事案の聴取の記録や調査報告書を「二次資料」とし、その保存期間は該当児童生徒が卒業後5年間とする。保管の方法については、紙媒体ではなく電子データ管理でもよい。(別紙補足資料 令和4年2月8日 中教学第548号通知)

III 重大事態への対応

<重大事態> (法第28条1項1号、2号)

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

1 重大事態の意味について

法第28条1項1号の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が該当生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条1項1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるときは、いじめを受けた児童生徒の状況に着目する。

例えば、以下のようなケースが想定される。

- | | |
|------------------|-----------------|
| ○児童生徒が自殺を企図した場合 | ○身体に重大な傷害を負った場合 |
| ○金品等に重大な被害を被った場合 | ○精神性の疾患を発症した場合 |

法第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒がいじめを受けたことにより相当な期間に渡り、連続して欠席しているような場合には、学校又はその設置者の判断により、迅速に家庭訪問等で状況を把握するなどの対応が必要である。児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

2 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者を通じて、市長まで重大事態が発生した旨を報告する。報告の内容については、学校自身にとって不都合なことがあったとしても事実にしっかりと向き合い、知り得た事実について正しく報告する。

3 重大事態の調査

「事実関係を明確にする」ための調査とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際は、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することが必要である。

(1) 重大事態の調査主体について

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、市の「いじめ対策部会」により当該重大事態に係る調査を行う。

市長及び市教育委員会は、「いじめ対策部会」の調査結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要であると認める場合は再調査を行う。

(2) 重大事態の再調査について

市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査の結果について再調査委員会にて行うことができる。

なお、重大事態になった経緯や事案の特性を考慮する場合や、いじめを受けた児童生徒又は保護者が望む場合には、市長等による調査を並行して実施することもできる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、調査主体と並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る。

再調査についても、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。

なお、再調査委員会の構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除いた構成員で調査に当たるなど、公平性・中立性の確保に努める。

(3) 調査を行うための留意事項について

- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目指したものである。
- ・調査を実りあるものにするためには、市教育委員会、学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実に向き合う姿勢で調査する。
- ・市教育委員会又は学校は、再調査委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ・児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。詳細は、「児童生徒の自殺が起きた時の調査の指針（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）」を参照する。

4 調査結果の提供及び報告

(1) 情報を提供する際の留意事項について

市教育委員会又は市立学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

- ・これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮しながら、適切に提供する。
- ・児童生徒へのアンケートの実施により得られた結果については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・小・中学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は、情報提供の内容・方法・時期等について必要な指導及び支援を行うなど、適切に対応する。

(2) 調査結果の報告

調査結果は、市教育委員会及び市立学校において、それぞれ市長に報告する。上記(1)の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に提出する。

市長はその結果を議会へ報告することを原則とする。議会へ報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、市において適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を行う。

IV その他いじめの防止等のための対策に関する事項

中津川市は、市の基本方針の策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、中津川市の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

加えて、市は市立学校における基本方針について、策定状況を確認し、公表する。

付 記

平成26年6月策定

平成30年3月改訂

令和4年2月改訂